第88条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴　略

⑵　第23条の２第１項（第23条の３第１項において準用する場合を含む。）又は第82条の２第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

⑶　略

センチメートル

第六号様式（第三十一条関係）

（表）（略）

（裏）

自動車損害賠償保障法

抜すい

第八十五条　国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、道路その他自動車の所在する場所において、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の提示を求めさせることができる。

２　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第八十九条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

三　第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第九十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

センチメートル

第六号様式（第三十一条関係）

（表）（略）

（裏）

自動車損害賠償保障法

抜粋

第八十五条　国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、道路その他自動車の所在する場所において、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の提示を求めさせることができる。

２　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第八十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の罰金に処する。

三　第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げたとき。

第九十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十六条の三第一項又は第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第88条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴　略

⑵　第23条の２第１項（第23条の３第１項において準用する場合を含む。）又は第82条の２第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

⑶・⑷　略

は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。